

「JAマイカーローン」商品概要説明書

(平成23年10月3日現在)

商品名	JAマイカーローン										
お使いみち	ご本人または同居のご家族が必要とされる次の資金が対象です。ただし、営農用トラック以外の営業用自動車は除きます。 自動車・バイク(ともに中古車を含む)の購入資金および購入に付帯する諸費用 自動車等の車検・点検・修理費用、保険掛金 運転免許取得のための資金 カー用品(カーナビ等)の購入資金 車庫建設のための資金(ただし、お借入金額は100万円以内) 他金融機関から借入中の自動車ローンの借換資金										
ご利用いただける方	JA地区内に居住またはお勤めの方で、JAの組合員の方。 現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。 お借入時の満年齢が18歳以上であり、最終償還時の満年齢が71歳未満の方。 ・ただし、20歳未満の農業者以外の組合員の場合は給与所得者の方。 インターネットでの申込みは、20歳以上の方に限らせていただきます。 前年税込年収が150万円以上ある方。 自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年税引前所得」とします。 勤続(または営業)年数が1年以上の方。 ・新卒の農業者、給与所得者および年金受給者の方はこの限りではありません。 自己住宅(ご家族名義を含む)または借家等生活の本拠が定まっており、原則としてJA地区内に1年以上居住している方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること)。 当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証が受けられる方。 その他当JAが定める条件を満たしている方。										
お借入れ額	500万円以内(1万円単位) ・ただし、所要金額の範囲内とします。										
お借入れ期間	6ヶ月以上7年以内(1ヶ月単位)とします。なお、JA住宅ローンをご利用いただいている方は、6ヶ月以上10年以内(1ヶ月単位)とします。										
お借入れ利率	次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日(4月1日、10月1日)の基準金利(当JAで定めるパーソナルプライムレート)により、年2回見直しを行います。 金利は、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。										
ご返済方法	元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)または元金均等返済(毎月の返済元金額が一定金額となる方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する)のいずれかをご選択いただけます。										
担保	不要です。										
保証人	当JAが指定する保証機関(愛媛県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。 ・ただし、20歳未満のお借入人については、当JAが定める条件を満たす法定代理人を連帯保証人としていただくとともに、「同意書」をいただきます。										
保証料	ご融資時に一括して保証料(保証料率:年0.9%)をお支払いいただきます。 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料例(概算金額)】 ・金利年3%、元利均等返済の場合 <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>15,000</td> <td>24,000</td> <td>33,000</td> <td>48,000</td> </tr> </table>	お借入期間	3年	5年	7年	10年	保証料(円)	15,000	24,000	33,000	48,000
お借入期間	3年	5年	7年	10年							
保証料(円)	15,000	24,000	33,000	48,000							
手数料	不要です。										
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または信用部(電話:089-943-8731)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用部または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)										
その他	お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。										



JAバンクえひめ